

発注関係事務の適切な運用に向けて

平成28年2月29日
中部ブロック発注者協議会申し合わせ

「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」の基本理念にのっとり、各発注者は「発注者の責務」等を踏まえて、発注関係事務の適切な運用に向け、連携して取り組むこととする。

このため、「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」を踏まえて、発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者間の情報交換や連絡・調整を行いつつ、発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図る必要がある。

こうした趣旨を踏まえ、中部ブロック発注者協議会では、各県・市町村との連携を強化するとともに、一体となって以下の事項の取組みを推進することとする。

- 1 中部ブロック発注者協議会の国・県の各発注者は、運用指針の適切な運用に向け、連携して地方公共団体の支援を積極的に実施するものとし、下記事項の実施に努める。
 - ・発注体制の整備や発注者支援機関の活用
 - ・発注者協議会相談窓口の活用（改正品確法相談窓口、改正品確法受注者アンケート等）
- 2 中部ブロック発注者協議会の各発注者は、運用指針を踏まえた品確法の的確な運用に向け、適切な予定価格の設定や設計変更等の重点施策について定期的に情報共有を行い、地域の実情に応じた運用が促進されるよう連携して対応し、下記事項の実施に努める。
 - ・設計変更ガイドライン等の整備
 - ・設計変更の実施やこれに要する予算の確保
 - ・公正性・透明性確保のための仕組み（苦情処理の窓口等）の整備